

# 民間 路線バス

県内の乗合バス事業者のみなさま

令和8年度限定

## バス事業の利便性向上・ DX・GXの取組に向けた 投資を支援します！

### 趣旨

県内バス事業の高度化に向けた取組を推進するため、国の経済対策に連動し、慢性的な物価高騰の中、投資を行う事業者を支援するメニューを令和8年度に限り創設します。



### 補助上限額

# 1,200万円

※他団体の補助金を受けている場合は、補助対象経費から当該補助額を控除した額が補助対象経費となります。

### 補助対象事業



#### キャッシュレス化

- ・ 交通系ICカード
- ・ クレカタッチ決済
- ・ コード決済



#### ノンステップバスの導入



#### スマートバス停の設置

等

※本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

### 【問合せ先】

滋賀県交通まちづくり政策課  
事業推進室 地域交通係 寺澤

電話:077-528-3681  
メール:ra0005@pref.shiga.lg.jp

運行形態区分	民間路線バス
補助対象事業者	県内で乗車定員11人以上の自動車で路線定期運行を行う乗合事業者
補助対象期間	交付決定日から令和9年3月10日まで ✓ 原則として、契約（発注）～実施～完了（納品・支払）が補助対象期間内である必要があります。
趣旨	県内バス事業の高度化に向けた取組を推進するため、国の経済対策に連動し、慢性的な物価高騰の中、投資を行う事業者を支援するメニューを令和8年度に限り創設します。
補助対象事業	①キャッシュレス設備導入事業 ②先進バス導入事業 ③利用者の待合環境改善または利用者の利便性向上に向けたバス事業の高度化事業 ④その他知事が認める、バス事業の高度化に向けた事業
補助対象経費	①キャッシュレス決済に対応するシステムおよび機器（車載器、発行機、端末等）の導入ならびに設置に要する経費 ②ノンステップバス、電気バスおよび連節バス等の導入および装備設置にかかる経費 ・新車車両本体 ・車両に付随する、運行に必要とする装備（電気バスにあっては、充電設備等を含む） ③利用者の待合環境改善または利便性向上に向けたシステム、設備の導入および設置に要する経費 ④その他知事が必要と認める経費
補助率	1/2
補助上限額	1事業者あたり12,000千円 ※県以外の他の補助金と重複して活用いただくことも可能ですが、当該補助額を控除した額が補助対象経費となります。
留意事業	● 次に掲げる経費は補助対象外となりますのでご注意ください。 ・ 交付決定前に発注、購入、契約等を行ったもの ・ 県の他の補助金の交付を受けている、または受ける予定の経費 ・ 公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

詳細は「滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱」をご確認ください。